

大分県報

令和六年
第五〇七号
五月十日

（金曜日）

目次

告示

指定予定保安林（二件）……………一
解除予定保安林（二件）……………二

公告

競争入札参加者の資格に関する公示……………二
一般競争入札の実施……………三
県営土地改良事業の工事の完了（三件）……………五
土地改良区の役員の就退任（二件）……………六
開発行為の完了……………七
落札者等の公示……………八

○告示

示

大分県告示第二百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和六年五月十日

大分県知事

佐藤 樹一郎

一 保安林予定森林の所在場所

佐伯市本匠大字波寄字原河内五七八番、五八〇番、五八一番、五八三番から五八五番まで、五九一番、五九二番、五九四番、六六五番、六六七番

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

令和六年五月十日

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

字原河内五七八番・五八三番・五八四番・五九二番・六六五番・六六七番（以上六筆について、次の図に示す部分に限る。）、五八〇番、五九四番

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

(三) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。

大分県告示第二百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和六年五月十日

大分県知事

佐藤 樹一郎

一 保安林予定森林の所在場所

佐伯市弥生大字床木字久保二二二番・二二四一番一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二二三三番一から二二三三番三まで、字中ノ畑二二三〇番一、二二三〇番二、二二三七番から二二三九番まで、二二四〇番一（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

字久保二二二番・二二四一番一・字中ノ畑二二三〇番一・二二三〇番二・二二三七番・二二三八番・二二四〇番一（以上七筆について、次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

(三) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

大分県報（告示）

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第二百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林の指定を解除する予定である旨通知があった。

令和六年五月十日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 解除予定保安林の所在場所

佐伯市鶴見大字吹浦字向平一八一六番二

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

大分県告示第二百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林の指定を解除する予定である旨通知があった。

令和六年五月十日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 解除予定保安林の所在場所

日田市上津江町上野田字カタニタ七七三番一（次の図に示す部分に限る。）、七七三番

五一、七七三番九三から七七三番九七まで

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに日田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○ 公 告

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和六年五月十日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 調達をする物品等の種類

大分県職員ポータルシステム等 一式

二 競争入札の参加者資格

1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

(一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）又は破産者で復権を得ない者

(二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。）第九条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ていない者

(五) 国税又は大分県税を滞納している者

(六) 資格審査の申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者（基準日において継続して二年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。）

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 営業年数（基準日までの営業年数をいう。）

(二) 営業実績（申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度（当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度）（以下「基準

「年度」という。)の販売実績や契約実績をいう。)

(三) 経営規模

- (1) 従業員数(基準日における営業に従事する者の数をいう。)
- (2) 自己資本額(基準年度の決算における自己資本金の額をいう。)
- (四) 経営比率(基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。)

(五) その他知事が必要と認める事項

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班
〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号
電話 〇九七―五〇六―二九六五

3 申請の時期

令和六年五月十日(金曜日)から同月二十四日(金曜日)までとする。

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和六年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和六年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請(同年七月に申請受付)により行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ。

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他知事

が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 二の1の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当する者と判明した場合

(三) 資格審査の申請書(変更届を含む。)及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合

(四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った場合

2 1により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格者に通知するものとする。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和6年5月10日

大分県知事 佐藤 樹一郎

1 競争入札に付する事項

(1) 調達とする物品等の種類

大分県職員ポータルシステム等 一式

(2) 納入場所

入札説明書による。

(3) 借入期間

令和7年2月1日から令和12年1月31日まで(60か月)

(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

(1) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)を取得している者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等を締結している者
 - カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - キ 暴力団又は暴力団員と社会連念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
 - ク 納入しようとする物品が仕様を満たすことを証明する書類を令和6年6月5日（水）午後5時までに下記14に掲げる部局に提出し、審査を受け、承認を受けた者であること。
 - (5) 個人情報や安全管理に管理する能力として、プライバシーマークの付与を認定された者であること又はプライバシーマーク相当の個人情報保護のマネジメントシステムを構築し、若しくは維持している者であることを証明したものであること。
 - (6) この公告の日から下記8に掲げる開札までの間に、競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。
- 3 競争入札に参加する資格を有するかどうかの審査を申請する方法及び期間
電子申請システムにより競争入札参加資格申請を、令和6年5月10日（金）午前9時から同年6月12日（水）午後5時までに行うこと。
- なお、競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。
- (1) 申請の時期
令和6年5月10日（金）から同月24日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで
 - (2) 申請書類の入手場所
大分県ホームページより申請書類をダウンロードし、又は(3)にて交付を受けること。
URL <https://www.pref.oita.jp/soshiki/201100/shikaku2022.html>
 - (3) 申請書類の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

電話 097-506-2957

4 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

大分県総務部電子自治体推進課基盤システム管理班（大分県庁舎本館2階）

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

電話 097-506-2074

メールアドレス all1190@pref.oita.lg.jp

(2) 日時

令和6年5月10日（金）から同年6月12日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

の午前9時から午後5時まで

5 入札説明書の交付場所及び日時

上記4に同じ。

6 入札書及び契約の取扱いについて使用する言語及び通貨

(1) 使用言語 日本語

(2) 通貨 日本国通貨

7 大分県共同利用型電子入札システムによる入札金額の入力期限

(1) 大分県共同利用型電子入札システムによる入札

本人入札は、大分県共同利用型電子入札システムで行う。本人入札に参加するには、紙による入札の承認を得た者を除き、事前に大分県共同利用型電子入札システムにおけるICカード（電子証明書）とカードリーダーの準備及び利用者登録の完了を要する。

なお、次の基準のいずれかに該当し、紙入札で参加しようとする場合は、令和6年6月12日（水）午後5時（必着）までに「紙入札参加届出書」（大分県電子入札運用基準（物品・役務）（以下「運用基準」という。）様式第2号）を、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により上記4に掲げる部局に提出すること。

ア 商号又は代表者等の変更により、ICカードの再取得が間に合わない場合

イ ICカードの閉塞、破損、盗難による再発行手続中の場合

ウ 電子入札の対応が困難であると認められる場合

エ その他やむを得ない事情があると認められる場合

また、入札に係る事項は、入札説明書に定めるもののほか運用基準による。

(2) 入力期限

令和六年五月十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 開発区域に含まれる地域の名称

宇佐市大字上田字寺ノ前百九十三番一ほか一筆及び百九十一番三ほか二筆の各一部並びに百九十三番二地先水路並びに大字葛原字東ノ田二百六十六番十六の一部

二 開発区域の面積

四千二百二十二・二〇平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目六百二番一

株式会社しまむら 代表取締役 鈴木 誠

四 完了検査年月日

令和六年四月十八日

次のとおり落札者等について公示する。

令和六年五月十日

大分県立病院長 佐藤 昌司

一 落札に係る役務の名称及び数量

検査試薬SPD業務委託 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県立病院事務局会計管理課

大分市豊饒二丁目八番一号

三 落札者を決定した日

令和六年四月一日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社アステム 代表取締役 吉村 次生

大分市西大道二丁目三番八号

五 落札金額

二億九千八百六十五万四千三百二十一円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の告示をした日

令和六年二月二十日

大分県報（公告）